

令和4年度 第7回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (25人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員	8番 福井章人 委員
9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員	11番 室山恵美 委員
12番 山下賢一 委員	14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員
17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (2人)
5番 吉村年明 委員 13番 筏津純一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第5条)

議案第45号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和4年度第7回農業委員会会議を開会致します。始めに山協
会長よりごあいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行し
ていただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろ
しいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。2番 高見委員、3番 船越委員に議事
録署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 5番 吉村委員、13番 筏津委員より欠席の連絡が来ております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 9月の農業に関する相談会で相談が1件ありましたので、報告をお願いしま
す。

9番 9番 鐵本です。相談日には塚根さんと対応させていただきました。1件相
談がありまして、〇〇〇〇さんという方で60代前半の方ですけれども、農地
をどうしようかというのではなくて6反ぐらいの農地を夫とともに作業してお
り、コンバインも新しいのを入れましてお父さん一生懸命しておられるだけ
ど、万一ケガとか病気が出たときにはちょっとその辺のことが心配で。すぐじ
ゃないんだけど先のことを考えて来まして、というようなことの相談で2人で
対応させていただきましたけど。もしお父さんが病気やケガで動けんようにな
ったというときには、稲の刈り取りについてはJAやその農事組合に頼んだ
ら作業をしてもらえるのではないのでしょうかというのと、稲を植える前後とか
育成の途中でもちょっとどうにもならんようになったら栽培方法についても
JAに相談したり。全く耕作ができないということがもし生じたら、誰かに願
いしたいなという場合には農業委員会の方に相談してくださいということで、
そしたら耕作する方のあっせんもできると思います、というようなことで対応
させていただきました。まだ60代の前半なんですけど、先のことをちょっと
と思って来ましてというようなことで終わりました。報告、以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでなら本人は納得して帰りました。

9番 はい、納得して、万が一のことを考えてつい心配して来たんですけど分かりました、安心しましたというようなことで帰られました。

議長 どうもありがとうございました。続きまして（４）連絡報告事項、事務局よりよろしく申し上げます。

事務局 令和４年度第７回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。（以下事務局説明）

議長 今、説明がございました１０月２８日、実は西尾農林水産部長との意見交換会ということで鳥取県農業会議の理事、監事等で構成されたメンバーで交換会をするようになっておりますので、もしも皆さんの方で県にこういうことを言って欲しいとかそういうのがありましたら、私の方に一報いただければその会合ですね、要望等言えることがあれば言うておきたいと、皆さんの意見を伝えておきたいと思っておりますので、また後日でも結構ですのでおっしゃっていただきたいと思っております。

（５）議事

議長 では（５）の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案についてご説明させていただきます。議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。議案２ページのとおり４件の申請がございます。番号１から番号４までいずれも売買による所有権移転でございます。このうち番号１と番号４については空き家バンク登録のある空き家に付随する農地で、下限面積を設定したものとなります。下限面積は備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えております。

次に議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。議案４ページ記載のとおり２件の申請がございます。番号１は〇〇地内における農家住宅の建築でございます。農地区分は第２種農地で許可根拠は集落接続でございます。番号２は〇〇地内における転用で、既存の住宅の駐車場を新たに整備するものでございます。申請農地は用途地域の第１種中高層住居専用地域に指定されているため、農地区分は第３種農地で原則許可でございます。

続いて議案第４４号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第５条）でございます。議案６ページのとおり１件でございます。

次に議案第４５号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案８ページのとおり２件の申請が出ております。

議案第４６号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の１１ページから１８ページのとおり２０件の利用権設定の申し出と、議案１９ページのとおり所有権移転が１件ございました。本日の議案は以上でございます。

議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請について

議長 それでは早速議事に入らせていただきます。議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農地法第3条の規定による許可申請について賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致しますが、この議案第43号につきましては現地の確認に言っておりますので本日午前11時より当番委員であります室山委員、林委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願い致します。

林推進委員 推進委員の林です。先程のメンバーで午前中に現地調査に行つて参りました。1番、2番とも特に問題はなかったということで報告を致します。

議 長 はい、ただ今報告のとおり何ら問題はなかったということでございます。それでは皆さまにお諮り致します。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第44号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）

議 長 続きまして議案第44号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）お諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは農地転用事業計画変更申請について説明させていただきます。議案6ページでございます。7月の第4回会議でご承認いただきました〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇における埋蔵文化財発掘調査のための一時転用について、一時転用期間の延長のため期間変更の申請があったものでございます。期間延長の理由としましては、表土の掘削作業の遅れが生じまして調査期間が不足したことに加えまして、当初の想定よりも多く堅穴建物が検出されたことで追加で更に調査期間が必要となったということでございます。変更前の一時転用期間8月4日から11月3日までであったのが12月28日まで延長となるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました議案の第44号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第45号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第45号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても先程説明したとおり午前11時より当番委員で現地調査に行っておりますので、同じく林委員より報告をお願いします。

林推進委員 推進委員の林です。先程のメンバーで同じく現地調査に行きました。1番、2番とも特に問題はないということで報告致します。

議 長 はい、それでは皆さんにお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認と致します。

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第46号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。11ページ番号1番から12ページ番号5番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議致しますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので11ページ番号1番から12ページ番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号1番、〇〇〇の3筆の田、5,834㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号5番まで、合計致しまして13筆、21,379㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定致しました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして13ページ番号6番は、西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 13ページでございます。申請番号6番、〇〇〇の1筆の田、1,983㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

議 長 はい、事務局回答を。

事務局 たぶんこの分は決まっていると思います。ただ、同じ議案には今回あがっていないということでご理解ください。以上でございます。

9 番 はい、分かりました。前回私の地区のことをちょっと話したんですけど、こうして出して良いんだったら、いっぺんに持って来ようとも思ったもんですから。

議 長 よろしいですか。

9 番 はい。

議 長 それではただ今説明がございました。他に質疑はないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第46号は承認と致します。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1)許可を必要としない届出書について、事務局説明をしてください。

事務局 はい、別冊2ページの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。倉吉市の文化財課が実施する埋蔵文化財の試掘調査に伴う一時転用でございます。届出地は本日ご審議いただいた5条申請の転用地を含む〇〇地内の3筆でございます。市文化財課の直営で調査が行われます。転用期間は10月3日から10月14日まででございます。今日現地調査のときには埋め戻し作業をされていたので期間どおり終わります。以上でございます。

議 長 続きましてあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 3ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田でございます。相談内容は、売買ということでございます。

続きまして4ページ2番目は相談者は所有者の子の〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田となっております。相談内容は使用貸借でございます。

5ページ3番目は〇〇〇〇〇さんで土地は〇〇の畑となっております。相談内容は使用貸借でございます。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議長 　　まず1番目これは私が耕作しとる分で、電話がありまして、旦那さんが亡くなった関係で〇〇〇の〇〇の出身でございまして奥さんから電話がありまして、もう始末したいということでございましたけれども。以前からあちこち声するんですが、耕作する人がいなくてですね。畦が石掛になっておりましてね、上下、なかなか草刈りも大変なところでもう水路も古くなって下から水が漏れてきて、道路の下なもんですからちょっと水はけが悪くて私も本当は返したかったんですけど、仕方なしにずっと作ってきたもんで。私の方でこれはあっせんをしていきたいと思えます。

　　続きまして2番目の件でございまして。涌嶋さんかな、いいですか。

涌嶋推進委員 　　はい。

議長 　　では涌嶋委員にお願いします。3番目は〇〇。

19番 　　筏津さんが、動きをされています。草ぼうぼうで山になっている状態で。

事務局 　　欠席の連絡があったときにちょっと筏津委員に確認させてもらって、するということ。

議長 　　わかりました。じゃあ筏津委員の方でお願いします。
　　それでは続きまして、あっせん活動の状況報告について。河野委員。

7番 　　〇〇〇〇さんから相談のありました売買希望の6, 889㎡の畑1筆ですけれども、スイカや農協の関係とかそういう方を藤原委員の方にあたってもらいましたけれども大体手当が済んでいるということで。一応今現在牧草が作ってありますので酪農の関係の方にちょっと話を持って行ったんですけども、その前回まで作られた人がこの買って欲しいという人に相談に行かれておりまして、結局隣部落でありますし同じ酪農仲間で買ってしまうことにはちょっと二の足を踏むということで、買う方は少し様子を見ると買い手の方が言われますし。〇〇さん本人の希望の売買の値段の方と現況の売買の相場とかかなりかけ離れているような状況もありまして、〇〇さんの方にもう一回家の中で話をさせていただいて、今回は今作っておられる人になるべく早く小屋を売りたいと言っておられるということも聞いておりますし、一応今回は売買の希望を下ろしていただく形になりました。以上です。

議長 　　続きまして、衣笠委員お願いします。

10番 　　10番 衣笠です。相談者の〇〇〇〇さんの所有される田んぼ4筆について売買の相談があり、9月中頃に〇〇〇〇さんと連絡がつかしました。そのときに〇〇〇〇さんのお父さんにはこの話はまだ内緒です、と。しかもこれは利用権設定してある土地もあるけれども、農業委員として買い手を見つけてきてくれと頼まれまして。これは困ったぞということで、10月初め小谷委員さんの方に相談させていただきまして。そしたら10月3日小谷委員さんの方から〇〇〇〇さんと話をさせてもらって、今までどおり利用権設定で田んぼを作ってもらおうと、ただし売買については今後も自分と小谷委員さんとで見つけていくと

いう確認を取りました。〇〇〇〇さんもそれで納得しておられます。以上です。

議 長

はい、大変ご苦労さんでございました。続きまして美田委員。

19番

19番 美田です。前回のあっせんの決まった翌日でしたか電話で確認しましたところ、本人はもう年で法人の仲間にもなってますけど作業にも出にくい状態になってしまったということで、もう耕作放棄してもええとちょっと投げやりな感じだったですけれども。〇という部落にも大区画を中心とした法人がありますので、そちらの方でなんとか面倒見るようにしてあげるよう再構築しならんかえって言って法人にも投げたんですけども、ということがありますし。それから隣に〇という法人がありまして、隣村で近くですのでそちらの方にも話をしましたけれどなかなか難しいということでした。

で、〇〇の〇〇〇さんという人に、ちょっと体調を崩されて手術されたり難しいでないかと思っていたんですけど、急遽昨日借地料が3,000円くらいならやってもええかなという話をもらったもんですから、今朝その話を持って行きましたところ、タダでもええでって言われたんですけどそれはちょっと、出すってことでそういう格好で。来年の耕作からですのでそういう話が双方了解を受けたという状態です。その折りには利用権設定をされると思います。以上です。

議 長

大変ありがとうございます。良い具合に進んでいるようでございます。続きまして、これも河野委員でいいですか。

7番

この案件は10月5日に本人が農林課の方で補助事業の関係で相談に行くということを聞いておりましたので、それまで待ってからということでおりましたけれども。実際、この施設を現実に申請した段階で費用が本人が思っているよりも高額になるということで今回は計画自体を一回諦めると、降ろすということでありましたので、こちらの方もそれで探すということをもうしなくて済むようになりました。以上です。

議 長

はい。以上で終わります。次は(4)番目からでございます。

事務局

(4)農地利用意向調査ということで、今日お手元の方にこちらの文書等置かせていただきましたので、これを元に説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。あとは農地パトロールをした後に農地利用意向調査をする必要がありますので、その調査表の方は各地区の代表の方に今回配布させてもらっております。この緑の封筒で各地区の代表の方に一式書類のほうを配布させてもらっておりますので、担当するそれぞれ農業委員の方に渡していただくという形になると思ひます。

まず資料の方を説明したいと思ひますけど、農地利用意向調査の実施についてということで依頼文書を付けさせてもらっております。続きまして、はぐってもらおうと遊休農地の一覧表であがっております令和4年度の農地パトロールで今回新たに出てきたものを計上させてもらっております。2ページから4ページまでになります。一覧表の中で備考欄にですね例えば農林課よりっていうのがありますが、この筆に関しては農地中間保有地再生活用事業を活用して遊休農地解消したもの及び今年度、来年度にかけて解消予定というところ

で計上しているものもありますし、あとは遊休農地の筆が多面的機能の該当農地というのがありますし、その分は今年までには解消するという話を受けておりますので通知文の方は配布していない実情がありますし、あとは通知しないというのは、来年度とてもしゃないけど意向調査しても難しいなって来年にB判定に持っていきこうということで通知してないというものが含まれているものごと理解ください。

続きまして5ページになりますけど、令和3年度に新規発生したうちで回答のなかった遊休農地を改めて計上させてもらっております。昨年度実施していただいたんですけど、なかなか回答まではいただけないということです。無理のない程度に今年も改めてお願いできればと思っております、計上させてもらっています。昨年にも過去の遊休農地で回答のない農地を、私も1年目だったものであるので全部抽出して作業させてもらったんですけど、今年は不在地主とかあってなかなか難しいということもあって、今年は省略することと致しております。ただし法律上はですね毎年全部意向調査を下さいとなっておりますので、そちらの方はご承知置きいただきたいと思っております。

最後に6ページです。6ページの意向調査の調査欄に3の自ら耕作と4のその他にチェックがしてあるものを計上しております。その3と4のチェックは書類上で毎年確認することが必須ということでもありますので、その分計上させてもらっております。

また最初に戻ってもらいますけれどもちょっと触れましたけど、この意向調査は内容としては農地中間管理事業の利用意向というところにチェックすれば基本的には課税強化とかそういった対象農地からは外れるようになっております。これから各所有者さんにお話をするにあたって、農地中間管理機構への誘導の方をよろしくお願いしたいと思っております。3の自ら耕作と4のその他ということになると、先程もあったように来年も調査対象になってくるということです。改めて所有者と接することになるので注意してまわっていただきたいと思っております。あと、注意事項としては印鑑を押すようになっておりますけれども電話連絡等で意向が取ればハンコはなくても良いとなっております。必ずしも印鑑が必要ではないということをご承知置きください。高城、上小鴨、小鴨とか複数に跨がって遊休農地にされているところがあるんですけど、とりあえず1番適切かなというところに同封させてもらっておりますので、その緑の封筒の中に必ずしも該当がないところがある調査票もあるとは思いますが、どっかの封筒に入っているということでご理解ください。

あと締め切りの方を11月7日にしてありますけれども、これは去年からなんですけど例年であれば11月末とか十分に期間を持たせながら進めてきましたけれども、この通知文を発送してから1ヶ月以内に処理下さいと変わっておりますので通知文の方は11月7日までの締め切りにしてあります。ただ、相手のあることですので11月末を目処に進めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。以上でございます。

議長 はい、藤原委員。

藤原推進委員 この相談ということで、さっきの綴りの中をちょっと見ていただいて、3ページ〇〇の各筆が書いてありますけれども特に3ページの31番から36番、それから5ページの3番から9番、これは所在地がですね〇〇〇〇〇〇〇〇ということになっておりますけれども〇〇のちょっと入ったところと言いますか、ホ

テルの裏手に昭和49年くらいに旧倉吉農協が団地形成したブドウ団地ですけど、約13ヘクタールの農地です。そこのところに40筆ほど全体ではありません。13ヘクタールの40筆ほどになりますけれども、ここに記載されております3ページそれから5ページのものはですね所在地は〇〇になっておりますけれども、所有者の方っていうのが〇〇、〇〇、それから〇〇〇、そして〇〇〇〇、〇、〇〇ということで〇〇の方というのがほんのわずか1軒ということでございます。そういう中でまずこの場所というのがかなり13ヘクタールが遊休地と、それから地権者の方が各方面に市外の方もあるということでなかなか交渉、意向調査するというのが難しい状況で去年もそうございました。まず該当される委員さんのところにその場所をちょっと見ていただきたなと思っておりますし、そしてその中で一緒に意向調査のご協力をお願いしたいという相談です。以上です。

議 長 はい。確かに農地の所在は〇〇〇の〇〇地区になっておるんですけども、耕作者、所有者は〇〇地区以外がほとんどということでございまして、その所有者の方と各地区の農業委員さん推進委員さんに世話になって協力してもらいたいということですね。

藤原推進委員 ちょっと現場も見てもらって。

議 長 現地を視察ということで、事務局の方で音頭を取ったらいいですか。

藤原推進委員 お願い致します。

議 長 梶本主幹、ここの所有者の地区の農業委員さん、推進委員さんと連絡取って〇〇の人と一緒に現地を見に行く日程を組んで計画してみてください。

19番 図面があるでしょう。ここがどの人のとか分かるようにしてもらったときや灘手として見に入ってますので。

ここの団地は県外の畜産の関係が狙ってる時期があったりしてね、たぶんこういう話を地主さんは聞いとられるかもしれない。そこまで知識は自分も持ってないけど大体うっすらと聞いとるけどね、その辺をちょっと考えて。それからうちの親戚もありまして、35番私の〇〇がここでスイカを作ったりしました。だから確認できるものはできます、意向調査もね。あと施設ができるとか県外施設がどうのこうのとかあったのが、結局すっかり立ち消えたのかどうかは分からんし。

議 長 私が聞いたのは、非公式でね、あそこに鶏の団地を作りたいということはありません。業者ではなしに仲介に入った人がどがなもんだらかなって。ちょっと汚水を流すことは〇の方に流れていくし、あんまりええことではないと思うよって言っただけど、たぶん難しいでって。というのは〇〇〇〇さんがキウイフルーツなんかを作ってる畑があるなら、あそこの中に。そんなんも噛んどったみたいでね。それから〇〇の〇〇〇〇さんも当時スイカ作りに行きよって、ちょっと傾斜がかかるとるけど作って、何十年も前だけど。昭和何年だっけ、できたの。

藤原推進委員 昭和49年です。

議長 40年以上ですね、いろんな人が耕作しとるですわ借りて、所有者以外の人
も。ブドウも作ってあったはずだけ、ワイン専用のブドウね、そういうのもあ
ったです。ですから分からないところに対しては、事務局が各委員さんに連絡
を取りながら話し合わせてまた日程決めてしてくださいな。

事務局 はい、今のお話を受けて関係する農業委員さんを尋ねながら、藤原委員にも
尋ねながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 おそらく美田さん、養鶏場の団地については前に進んでないと思う。堀の養
豚のことがあっただけ、汚水のこと。だいたいあちこち流れちゃっただけど、
あそこもちょっと流れちゃって広島業者だったけど、そんな汚水もきれい
にして大山町でやってるような施設を作ってきれいな水を流すということだっ
たのですが、流す場所がないということで。北谷川のところに汗干の方に流
そうとして北谷が反対した、なら小鴨川に流そうということで堀の下を通過
流すようなことで、いっぺん山崎関金土地改良区理事長と会わせて話したこ
ともあります。だけど立ち消えになっとるみたいで、どうも難しいみたいです。

19番 元の地主さんっていうのがあるでしょう。農地開発ですけど、うちの親戚っ
ていうのは山が好いって山をその辺に持とったのが農地開発にかかったけ。
うちのところは上種だけ、そんなんは津原の方が近いけええちゅうことで
親父が作とった場所ですわ。今その土地を欲しい人が全然ないです。

議長 上にホテルがあるところをちょっと下りて行かないけんだ。下りて行ってず
っと谷になって、こういう具合に傾斜付けて真ん中道路にしてあるけ。

14番 同じようなのがいっぱいあるだ。

議長 それで倉吉の方から行くと一回上に上がってぐっと下って行かないけんだ。
奥の方に。

というようなことですので、今後とも事務局の方で計画立てさせてもらいま
すので。担当地区の委員さん、よろしくご協力の程お願いしたいと思います。
はい、続いてクールビズ。

事務局 そしたら日程の(5)その他に入ります。まず始めにクールビズ期間終了に
ついて、10月末で今回が最後となりますので11月からは通常の上着、ネク
タイ、バッジ等着用をよろしくお願いします。

続きまして赤い羽根の共同募金につきまして、お手元に羽根の方は置かさ
せていただきました。お帰りの際に募金箱も後ろの方に用意しておりますので
よろしくお願い致します。

続きまして令和5年度の県外視察研修提案書の提出についてということで、
資料は8ページに付けさせてもらっておりますけれども。来年度の予算の計上
の時期になってきました。算出根拠等を考えたいと思っておりますので、何か
提案のある方はこの提案書のほうを記載して来月の農業委員会会議までに提出
をよろしくお願いします。

続きまして、令和4年度の県外視察研修の参加についてということで1枚通知文を配布させてもらっております。出欠の報告を20日(木)までにしておりますので、準備の都合上期限厳守でよろしくお願いいたします。

最後に、令和4年度の農業委員会特別研修会についてでございます。開催要領を9ページ記載しておりますが、偶然県外視察に日程が重なっております。私の思いとしては始めの会長のあいさつにもあったんですけど、県外視察を優先していただきまして、県外視察には出席できかねるけど特別研修会は参加可能な方があれば申し出ていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

県外研修の日程とちょうど被りまして、県の方にはうちは17、18日は県外研修だけ、おらんけなと言ったら、やむを得ませんということで了解を取っております。ただし県外研修に行かれない方はぜひとも17日の研修会には参加して欲しいなと思っております。またそれ以外にどうしても別な会とバッティングしたことがあるということを知っておりますので、それはやむを得ないと思っておりますので。もし何もない方はぜひとも今年が最後でございますので、来年の7月が改選になりますので今のメンバーで最後の県外研修になりますのでよろしくお願いいたしますと思っております。それで先程ありました来年度の視察研修提案書ですけども、来年以降も引き続いて農業委員推進委員をやるという方はぜひともこれを出していただければというふうに思いますので。ただし1泊2日で行けるようなところしかできませんので、改選の年の前時には2泊3日で行ってきましてけども。2年間行ってないけ、要望してみようかなと思っておりますけど。皆さんの方で何か他にありませんか。はい、鐵本委員。

9番

9番 鐵本です。事務局もいっております、農林水産省農村振興局長から3013号で令和4年3月31日付けで各農政局とか農業会議とかに農地転用許可に関する通知です。よく農地耕作するって買ったけ3年間は作とらないけんというのもこれからは緩和するんだと。窓口においてそれだけはできんですよとかでなくて、こうならできるとか。隣が承諾をせんからって、今承諾書なんか付けておりません、そんなのはなしにきなさいとかいうような通知が来て。前任者がしとるからってどんどんそういうことじゃなくて、そうじゃなしに必要以上に添付書類とかを求めて過剰にならないように、という通知です。そういうような運用ですのでぜひともそういったことで、それからこういうことの基準については公開きなさいというようなことがありまして、市よりも県の方にちゃんとしてくれと、逆に。遅くてね、転用の手続きが帰ってくるのが遅いというのがありますので。そういうような通知が来るとということで、ここで延々と話しする必要はありませんけれど必要なことは省けということじゃないです、必要以上に過剰なものを添付きなさいとかこういうことは止めてくださいという通知が来ておりますので運用の方をよろしくお願いいたしますと思います。

議長

その他、皆さんの方でございせんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会と致します。

— 午後2時40分 閉 会 —